

様式 2

(申請団体代表者) 様

札手地振第 号
令和 年 (20 年) 月 日

札幌市長 (市長名)

手稲区まちづくり活動促進助成金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで交付申請のありました標記助成金につきまして、下記のとおり交付することに決定しましたので通知いたします。

記

- 1 助成金の区分： ・まちづくり協議会の運営 ・事業
- 2 助成対象団体名： _____
事業名 (事業区分のみ)： _____
- 3 助成対象経費： _____ 円
- 4 交付決定額： _____ 円
- 5 交付条件：裏面「交付条件書」のとおり。

担当：手稲区地域振興課まちづくり調整担当

TEL 681-2445

交付条件書

- 1 「手稲区まちづくり活動促進助成金交付要綱」（以下「要綱」という。）に定める規定を遵守すること。
- 2 申請団体が次の各号のいずれかに該当する場合には、助成金交付決定を取り消し、又はその決定額を減額する。
 - (1) 要綱に違反していることが判明した場合
 - (2) 助成金を交付決定を受けた事業等以外の用途に使用した場合
 - (3) 市長において助成を不相当と認める不正な行為等をした場合
- 3 助成金の交付は、団体の代表者名義の銀行口座への振込によってのみ行うので、交付前に振込口座を申し出ること。
別の口座を希望する場合は、団体の代表者の委任状を添付すること。
- 4 助成対象事業等にかかる決算額に、要綱別表に掲げる助成限度率を乗じた額が助成金額に満たないときは、その満たない額を助成金額から減じる。
- 5 助成金の概算交付を受けた場合において交付決定の変更、取消し又は助成金の減額を通知されたときは、助成金返還命令書に従って助成金を返還すること。
- 6 事業等完了実績報告書は、事業を終了した日から1月を経過した日又は年度末のいずれか早い日までに提出すること。